

○浜田市総合振興計画審議会条例

平成 18 年 3 月 24 日条例第 6 号

改正 平成 22 年 3 月 26 日条例第 4 号

平成 23 年 6 月 17 日条例第 28 号

平成 25 年 6 月 19 日条例第 27 号

平成 26 年 6 月 20 日条例第 22 号

(目的及び設置)

第 1 条 浜田市の総合振興計画に関し必要な調査審議を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、浜田市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第 2 条 審議会は、25 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) 関係行政機関の委員及び職員
- (3) 公共的団体の代表
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、総合振興計画に関する調査審議に要する間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(裏面へ)

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成22年3月26日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月19日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。